

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

# 区民文教委員会会議録

令和 8 年 6 月 2 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 区 民 文 教 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年6月2日(火)
- 2 開会場所 議会第2会議室
- 3 出席者 (7人)
 

|              |            |
|--------------|------------|
| 委員長 本目 さよ    | 副委員長 弓 矢 潤 |
| 委員 高橋 えりか    | 委員 鈴木 昇    |
| 委員(議長) 石川 義弘 | 委員 石塚 猛    |
| 委員 青柳 雅之     |            |
- 4 欠席者 (1人) 委員 望月 元美
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者
 

|            |         |
|------------|---------|
| 副 区 長      | 野 村 武 治 |
| 区民部長       | 内 田 円   |
| 戸籍住民サービス課長 | 小 林 元 子 |
- 7 議会事務局
 

|        |         |
|--------|---------|
| 事務局次長  | 久木田 太 郎 |
| 議会担当係長 | 女部田 孝 史 |
| 書 記    | 塚 本 隆 二 |
| 書 記    | 堀 真佑夏   |
- 8 案件
  - ◎審議調査事項
    - 案件第1 第46号議案 東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 2時15分開会

○委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

---

○委員長 初めに、私から申し上げます。

望月委員は、本日欠席との届出がありました。

---

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

---

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

---

○委員長 案件第1、第46号議案、東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 それでは、第46号議案、東京都台東区手数料条例及び東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案については、令和7年12月15日の区民文教委員会において、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う特定在留カード等の交付開始について報告しており、本議案は、ご報告内容に基づき、特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関し、規定の整備を図るものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧ください。1ページは台東区手数料条例、2ページは台東区印鑑条例でございます。

改正内容についてご説明いたします。

まず、台東区手数料条例についてご覧ください。別表第1、第2項について、多機能端末機を用いて印鑑に関する証明を取得できるものとして個人番号カードを規定しているところに、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を新たに加えます。

続いて、2ページをご覧ください。台東区印鑑条例についても手数料条例と同様に、第18条第3項及び同条同項第1号に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を新たに加えます。

施行期日は、いずれも本年6月14日です。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 1つ教えてください。法改正がという、先ほど説明ありましたけれども、いつの法改正なのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 公布日は、令和6年6月21日でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今あったように、国がそもそもマイナンバーカードにひもづけを急いでやっていくというのが見えていて、だからこそこういう、現行の規定では個人番号カードというのは文言としては入っていて、その後の出入国云々というのがプラスされていくんですけど、これは、国がもう矢継ぎ早にやろうとしているからこそ、こういうそごの部分が出てしまうのかなというのと、また、国が各自治体に指示を出すときにも、もっと丁寧にやっていくようなことになっていけば、こういう状況にならなかつたんだろうなというふうに思います。かつ、今回この条例改正、台東区はこの定例会で出すことができましたけれども、できない自治体も幾つかあるというふうに伺ってまして、そういう場合には、やはりこのカードが実質的に使いつらくなってしまうという、こういうことが出てしまうのは、これはもう本当にカードを持っている方の不利益になってしまうんじゃないかなと思います。

あとは、もう一つは、この在留カードそのものも、やはりマイナンバーカードと一体化していきこうという強権的な方向性が見えているものでもありますので、この条例については、法改正に伴ってということですので反対はしませんけれども、やはりそういうところは指摘せざるを得ないなというふうに思います。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 昨年の定例会、4定るときには、専用の端末機を整備するというところでご説明があったのかなというふうに記憶しています。今回は、実際そのときにもご案内があったんですが、6月14日から、この特定在留カードなどの交付が始まるということです。それで、一応確認をさせていただきたいところは、この一体化ですね、今までは在留カードとマイナンバーカード、それぞれお持ちだったものを一体化して特定在留カードというものにできるというだけで、これ、2枚持ちも引き続き可能なんですよね。その点、確認させてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 委員がご指摘のとおり、2枚持ちも可能でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 2枚持っているほうが安心して思う方も、やはりたくさんいるんですよね。だから、国保とかだけは、なぜか1枚にどうしてもしなければいけなくて、後期高齢者のカードは2枚持ちが可能であったり、運転免許証も2枚持ちが可能。あるいはこの在留カードも2枚持ちが可能など、なぜか保険証だけは一体化しなければいけないという、この国の政策の矛

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

盾というのも、こういうところでも感じるなという、一応感想を述べさせていただきたいと思います。

その上で、あと、このアナウンスというんですか、最終的にこの書き換えというか、一体化の作業というのは、自治体の窓口、戸籍課のほうでやるんですよね。そうすると、例えばここに出っていますが、ここについて、私、調べた部分で出ているんですが、中期滞在の方、大体3か月を超えて日本に在留する外国人の方と、あとは特別永住者の方ですよね、この方たちが対象になるということで、台東区の場合、韓半島出身の方をメインにして、特別永住の方が一定数いらっしゃるじゃないですか。なので、そういう対象になる方々に対するアナウンスとか案内というのはどういう形で実施する予定ですか。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 法改正の後に、発行が開始になったときに、ホームページ等で丁寧に説明をしてみたいと思っております。

◆青柳雅之 委員 法改正。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 いえいえ。交付が開始された後に、ホームページ等で丁寧に説明してみたいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 もちろんホームページに載せるのも必要なのかもしれないですけど、対象が非常に絞られている方たちじゃないですか。国籍ごとの団体とかもあったりとかするので、そういった形で情報をしっかりアナウンスしていくということも重要なと思うんですが、何か、ホームページなんだ。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 関係課と共に、丁寧に説明してみたいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 関係課というのは、戸籍課じゃなくてということですか。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 多文化共生ですとか外国人相談などの窓口について、関係する課と共に説明のほうに。

◆青柳雅之 委員 なるほど。分かりました。承知いたしました。よろしく申し上げます。

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(久木田議会事務局次長朗読)

---

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

○委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午後 2時24分閉会